

# ご提出いただく収入証明書について

- 収入証明書は原本ではなく、コピーをお送りください。
- 収入源が複数ある場合は、すべての収入が分かるよう書類をご提出ください。

## ① 正社員・公務員・契約社員・派遣社員 パート・アルバイトの方

収入証明書類	記載必須事項等
<p><b>源泉徴収票 (最新の発行のもの)</b> 1年間(1～12月)における給与の支払額・所得税の源泉徴収額を証する書類です。毎年12月頃に勤務先から発行されます。勤務先へ申請すれば、再発行も可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最新の発行のもの</li> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●「支払金額」欄に金額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> </ul>
<p><b>給与明細書 (直近の連続2ヶ月分)</b> 勤務先が社員に給与を支払った明細(1ヶ月単位)が記載された書類です。 ※年収額に賞与を加算される場合は、1年分の給与明細のコピー(最新の発行のもの)も同封が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直近の連続2ヶ月分をご提出ください</li> <li>●勤務先名称の記載があるもの</li> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●給与額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)社判の押印があるもの</li> <li>●発行日の記載があるもの</li> </ul>
<p><b>課税証明書 (所得証明書)</b> 証明する年の1月1日時点の住所地の市区町村の窓口で交付手続きが可能です。(自治体によって異なりますが、手数料が300円程かかります。) ※「所得証明書」あるいは、「収入証明書」と呼ぶ自治体もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●所得金額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>
<p><b>納税通知書 (収入額の記載があるもの)</b> 住民税を納めている自治体の課税を担当する課(納税課等)から納税者に送付される課税内容が記載されている通知書です。毎年6月頃に送付されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●収入額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>

## ② 自営業・自由業の方

<p><b>確定申告書</b> 1年間(1～12月)の所得と源泉徴収額を申告し、税額を確定させる申告書です。通常、毎年3月15日までに税務署に提出します。 ※確定申告書の電子申告分については、申告の「受付日時」・「受付番号」もしくは「電子申告完了済」文言の記載があるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●収入合計額の記載があるもの</li> <li>●課税額の記載があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> <li>●(手書きの場合)税務署の受領印があるもの</li> </ul>
<p><b>支払調書</b> 取引をした個人事業主に対して、企業が支払った報酬の明細を記入して税務署に提出する書類です。1月～2月に各企業より個人事業主に送られてきます。 ※企業によっては送らないところもあります。各取引先企業へご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●「支払金額」欄に金額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>
<p><b>課税証明書 (所得証明書)</b> 証明する年の1月1日時点の住所地の市区町村の窓口で交付手続きが可能です。(自治体によって異なりますが、手数料が300円程かかります。) ※「所得証明書」あるいは、「収入証明書」と呼ぶ自治体もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●所得金額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>
<p><b>納税通知書 (収入額の記載があるもの)</b> 住民税を納めている自治体の課税を担当する課(納税課等)から納税者に送付される課税内容が記載されている通知書です。毎年6月頃に送付されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●収入額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>

## ③ 年金受給者の方

<p><b>年金証書</b> 裁定請求手続きを行ってから約2ヶ月ほどで送付され、用紙の上部が「年金証書」、下部が「裁定通知書」になっている書類です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●収入金額または支給金額の記載があるもの</li> <li>●発行元または支給元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>
<p><b>年金通知書</b> 1年間の年金支払予定を記載した書類で、毎年6月頃に社会保険事務局から発行されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●収入金額または支給金額の記載があるもの</li> <li>●発行元または支給元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>
<p><b>課税証明書 (所得証明書)</b> 証明する年の1月1日時点の住所地の市区町村の窓口で交付手続きが可能です。(自治体によって異なりますが、手数料が300円程かかります。) ※「所得証明書」あるいは、「収入証明書」と呼ぶ自治体もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●所得金額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>
<p><b>納税通知書 (収入額の記載があるもの)</b> 住民税を納めている自治体の課税を担当する課(納税課等)から納税者に送付される課税内容が記載されている通知書です。毎年6月頃に送付されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご本人様のお名前(フルネーム)</li> <li>●収入額の記載があるもの</li> <li>●(手書きの場合)発行元の押印があるもの</li> <li>●最新の発行のもの</li> </ul>

※お送りいただいた書類は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。※書類に不足事項等がある場合は、再度書類のご提出をお願いする場合がございます。